平成２９年（フ）第７９号
大阪府泉南市信達牧野581番地の１サンデュー和泉砂川201号、住民票上の住所大阪府岸和田市八田町418番地の７（住民票上の前住所）大阪府岸和田市葛城町1249番地の16
破産者　羽室　孝久
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５号
岡山県津山市林田792番地１　林田レジデェンス　202
破産者　青笹　義広
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１１号
岡山県津山市平福512番地５
破産者　原　亜由美
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１６４号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1471番地２、前住所福岡県久留米市通東町３番地５　サンライズ通東町301号
破産者　橋本　弓絵
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１１号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地161　ＯＣＴＯ　ＨＯＵＳＥ　103号
破産者　山下　洋幸
１　決定年月日　平成29年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４４号
北海道標津郡標津町南６条西４丁目３番７号
破産者　神内　正昭
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１０２号
福島県郡山市安積町日出山１丁目29番地　一丁目コーポ201号
破産者　和知　一博
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１３３０号
さいたま市中央区下落合５丁目10番２号　ページワンハウス　Ｄ棟、破産手続開始時の住所さいたま市中央区本町東１丁目10番７号苗代方
破産者　横山　桃子（旧姓苗代）
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
岐阜市笹土居町３番地　（コートエバーグリーン　１Ａ号室）
破産者　小森　和郎
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２７号
名古屋市港区本宮新町44番地　サールベⅡ101号、従前の住所名古屋市港区稲永２丁目13番62号　ライオンズガーデン稲永202号
破産者　黒羽　明徳
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５号
名古屋市昭和区阿由知通３－14　第35プロスパー御器所Ｈ号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市光明町30番２号
破産者　御崎　　学
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０８号
名古屋市北区御成通４丁目33番地　御成通市街地住宅301号
破産者　大島　敦子
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号
奈良市大宮町３丁目２番47号　カサグランデ602号室、住民票上の住所奈良市秋篠町910番地の２
破産者　岩下　豊喜
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４２０号
熊本市中央区坪井１丁目１番32号　エムコーポ403号、前住所熊本市中央区黒髪２丁目４番33号　ノーブル・ヴィラ101号　（前々住所）佐賀県鹿島市大字高津原690番地
破産者　立川　昌友
１　決定年月日　平成29年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５４号
函館市住吉町２番21号
破産者　秋島　　洋
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
（開始決定時の住所）北海道旭川市錦町21丁目2162番地の98
破産者　若松　茂朗
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
福島県郡山市麓山２丁目13番１号
破産者　髙畑　　伸
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南５丁目５番12号　トータスアベニュー湘南101
破産者　飯田　昌良
１　決定年月日　平成29年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部